

河川入門講座 (21)

災害復旧（その2）
—特異な公共事業—

公益社団法人 日本河川協会 参与 松田 芳夫

災害復旧事業は当然ですが、その財源は地方自治体であれ国であれ税金ですから、公共事業であることは変わりはありませんが、一般の公共事業とは異なるユニークな特徴がいくつかありますので御紹介します。

(1) 最大の特色は、万人が歓迎する公共事業だということです。

河川改修、道路整備、空港設置といった通常の公共事業は、どんなに期待された立派な事業内容であっても、用地取得、公害、環境問題等が伴うので、大なり小なり反対運動が生じます。

しかし、災害復旧事業には反対運動は殆んどありません。それは、今まで存在していて、例え不満があっても効果を發揮していた公共施設がある日突然被災して機能が無くなれば、生活や社会活動に不便なばかりか、災害への安全性が失われるのですから、四の五の言っておられません。

一刻も早く復旧して元に戻して安心させてくれということになります。

災害復旧事業は、立場を超えて党派を超えて、人々に期待される公共事業なのです。

(2) 災害復旧事業は、その企画から着工そして完了までのスピードが猛烈といつてもよいほど速いのも特徴です。

今まで在ったものが無くなり、生活や社会に支障をきたしているのを一刻も早く解消することと、次の洪水や地震に見舞われる前に復旧しておくという二つの目的があります。

「国庫負担法」にも第一条の目的の条に、“……地方公共団体の財政力に適応するように国の負担

を定めて、災害の速やかな復旧を図り……”とあります。各種公共事業の緊急措置法、緊急整備法が廃止された現在、法律で“速やか”と謳っているのは珍しいのです。

そして、同法の第八条の二で、緊急を要する事業（多くの事業が該当する）については、災害発生年度を含め3年度で事業が完成するよう国庫負担するとありますので、原則3年で完了です。

一般公共事業では調査、計画、予算措置など事前の作業だけでも5年も10年もかかります。

災害復旧事業の実施に到るまで、現場の地方自治体と国（国土交通省、農林水産省等）との間の、災害査定等の一見煩瑣な事務手続きは、この一般的にはあり得ないスピードを克服するために工夫されたシステムなのです。

(3) 災害復旧は、自然災害によって損傷を受けた施設を元のようにするというのが本質ですから、“原形復旧”です。もちろん現場の状況で無理に元に戻すことが不適切なもの、あるいは流失した木橋のように技術の進歩で木橋にわざわざ架橋することが不合理なものについては、原形復旧でなくして良いのですが、あくまで原則は原形復旧です。

被災箇所の復旧のみではその効果が不十分又は、発揮されないような場合には、災害復旧事業に加えて、計画的な改良事業を行う手法も用意されています。

以上の3点は、災害復旧事業の大きな特色ですが、やはり緊急事態へのスピーディな対応ということがすべての事柄の根底にあります。